

第5章

日米防衛協力の進展と基地問題

(昭和57年度～昭和61年度)

第1節	沖縄県における駐留軍用地特措法に基づく土地使用の開始 (昭和57年5月15日)	180
	キーパーソンの証言11 「初の駐留軍用地特措法適用に関する対応」 友寄 徹氏(当時：那覇防衛施設局施設部施設取得第2課取得第2係長)	185
第2節	小松基地における日米共同訓練に関する協定の締結(昭和57年9月24日)	187
第3節	三沢飛行場へのF-16等の配備(昭和60年4月2日)	190
第4節	東富士演習場及び北富士演習場における日米共同訓練の実施(昭和60年11月7日)	194
第5節	在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の締結(昭和62年1月30日)	197
COLUMN 4	長沼ナイキ基地訴訟に係る最高裁判決(昭和57年9月9日)	201
	キーパーソンの証言12 「長沼ナイキ基地訴訟第1審判決に至るまでの思い出」 上坂 信一氏(当時：北海道長沼町産業課技術長)	203
COLUMN 5	名古屋防衛施設局の支局化(昭和60年11月1日)	206

時代の潮流

昭和57年9月、ニューヨークからソウルへ向かっていた大韓航空の旅客機が、領空を侵犯したとしてソ連の戦闘機に撃墜された。戦闘機が民間の航空機を撃ち落とすという前代未聞の出来事に加え、航路をはずれて領空を侵犯するに至った原因の解明がソ連崩壊後まで明らかとならなかったため、憶測も交えて様々な説が飛び交った。死亡した269名の中に日本人28名が含まれていたこともあり、我が国でもこの事件は連日大きく報道された。

この頃女性の社会進出は一段と進んだが、雇用環境は必ずしも男性と平等とは言えなかった。その是正のため、昭和60年5月に男女雇用機会均等法が成立し、翌年施行された。この法律は、当初企業努力に委ねる部分が多かったが、その後の改正を経て、女性の雇用環境改善について、企業に積極的な取り組みを求めたり義務を課す部分が拡大された。61年9月、初の女性党首として日本社会党委員長に就任した土井たか子氏は、男女雇用機会均等法の体現者としても注目された。

昭和60年8月、群馬県御巢鷹の尾根に日本航空の旅

客機が墜落した。原因は隔壁の金属疲労による破損と言われているが、真相は今も分かっていない。その死者数において国内で発生した航空機事故としては最大、世界においても2番目というこの大事故は、520名という犠牲者の多さや、墜落までの間に乗客らが書き残した多数のメモや遺書、そして奇跡的に助かった4名の証言等で、事故の悲惨さを一層強く印象づけた。また、生存者が自衛隊のヘリコプターへと引き上げられていく映像は人々の記憶に深く刻まれた。

昭和61年4月、商用発電炉としては史上最悪の事故として国際的に注目を集めた、チェルノブイリ原子力発電所の爆発事故がソ連で起こった。様々な要因が重なって起こったこの事故での死者は、ソ連政府の発表では31名だったが、事故処理にあたった者や周辺住民等、放出された放射性物質による最終的な事故被害者数は数万名とも言われている。事故から数日後には、我が国の雨水からも放射性物質が検出されたこともあり、原子力発電所に対する不安が我が国においても高まった。

第1節

沖縄県における駐留軍用地特措法に基づく土地使用の開始

(昭和57年5月15日)

....Outline....

米軍に施設・区域として提供する民公有地のうち、賃貸借契約による使用権原が得られない土地については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）」（昭和27年法律第140号）に基づき必要な権原を取得することとしている。

沖縄県においては、位置境界明確化のための措置が鋭意行われた結果、ほとんどの土地の位置境界が明確となり駐留軍用地特措法による使用が可能となった昭和57年5月15日以後同法による使用を行ってきている。この使用期間については、収用委員会による裁決で5年又は10年とされ、このため、同日以降、平成9年4月の「暫定使用制度」創設のための駐留軍用地特措法の改正までに計3回にわたり同法の適用による使用権原の取得が行われた。

● 沖縄における駐留軍用地特措法の適用について

本土においては、対日平和条約発効後の昭和27年から昭和38年までの間、49件の駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用が行われてきた。

しかしながら、沖縄においては、第2次世界大戦による破壊又は米軍の行為によって、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、昭和47年5月15日の我が国への返還時においても、各筆の土地の位置境界が不明である地域が広範かつ大規模に存在しており、そのような地域内の土地について駐留軍用地特措法を適用することは不可能であった。

このため、沖縄における賃貸借契約等の合意が得られない土地等については、同日から昭和57年5月14日までの10年間、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（公用地暫定使用法）」（昭和46年法律第132号）に基づき使用をしてきた。この間、昭和52年の「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」（昭和52年法律第40号）の制定・施行後、同法に基づき、那覇防衛施設

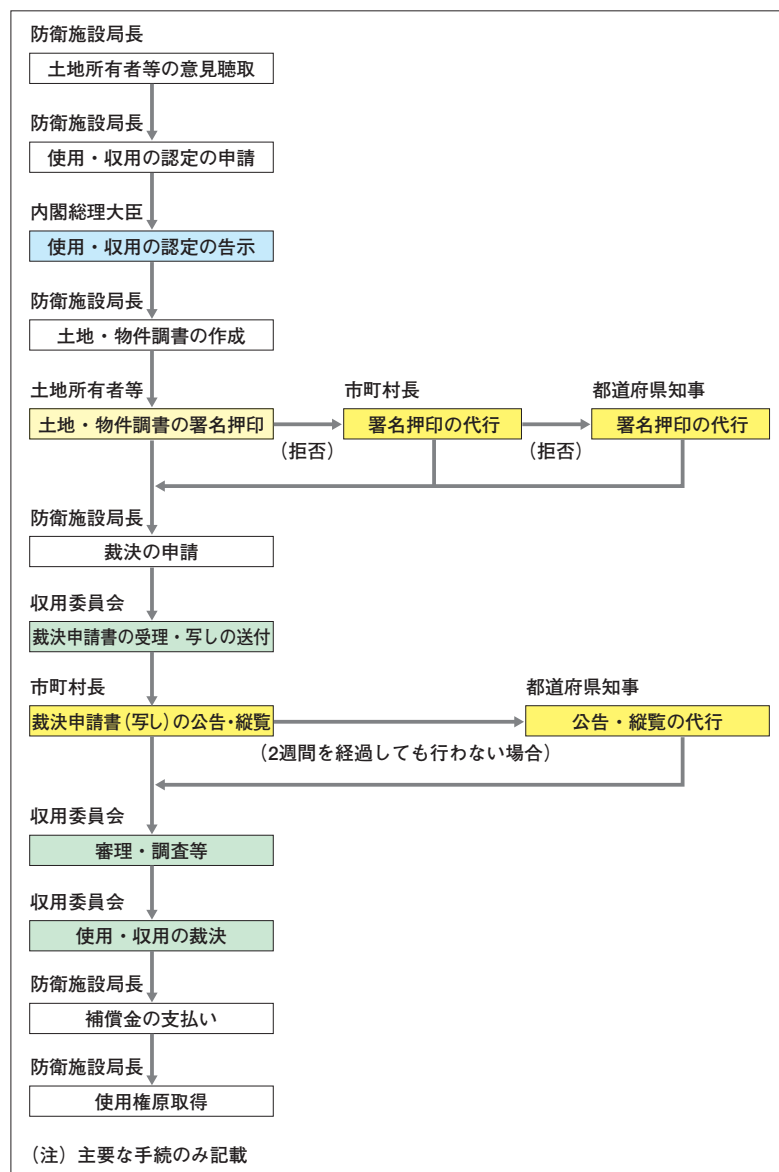
局等の努力により、これら土地等の位置境界が明確化されてきたことから、沖縄においても駐留軍用地特措法が適用できる状況となった。

このため、那覇防衛施設局長は、公用地暫定使用法による使用期間が満了する昭和57年5月14日後のこれらの土地等の使用権原を取得するため、昭和55年11月、駐留軍用地特措法の手続に着手した。

この手続は、那覇防衛施設局長から土地所有者等に対する意見照会、那覇防衛施設局長から内閣総理大臣に対する使用認定申請、内閣総理大臣の使用認定、土地調査等作成のための土地所有者の立会署名押印、那覇防衛施設局長から沖縄県収用委員会（収用委員会）に対する裁決申請、収用委員会による公開審理と続き、昭和57年4月、収用委員会は那覇防衛施設局長の申請の

とおり、嘉手納飛行場等12施設の一部土地については同年5月15日から5年（昭和62年5月14日まで）、また、既に返還が予定されていた牧港住宅地区の一部土地については3年、陸軍貯油施設及び那覇港湾施設の各施設の一部土地については2年の使用を認める裁決を行った。裁決後、那覇防衛施設局長は土地所有者に裁決で定められた補償金を支払い、昭和57年5月15日、沖縄県における初の駐留軍用地特措法に基づく使用権原を取得し、土地の使用を開始した（619筆、約69.5ha、153名）。

駐留軍用地特措法手続概要図（昭和57年当時）





駐留軍用地特措法の手続終了を伝える新聞
(昭和57年5月8日 沖縄タイムス)



公用地暫定使用法の失効を伝える新聞
(昭和57年5月14日 沖縄タイムス)

● 昭和62年5月の使用期限に向けた取組

那覇防衛施設局長は、3年又は2年の使用が認められた牧港住宅地区等の一部土地については使用期限までの返還の実現に努めるとともに、5年の使用が認められた嘉手納飛行場等12施設の一部土地のうち使用期間満了後も引き続き使用する土地の所有者に対して賃貸借契約の締結等の説得に努めた。

一方、賃貸借契約を拒否している土地所有者等は、昭和57年12月、「軍用地を生活と生産の場に！」をスローガンの下にいわゆる「一坪反戦地主会」を設立し、売買により取得した嘉手納飛行場内の土地を多数の会員で共有するといういわゆる「一坪共有運動」を展開した。

那覇防衛施設局長は、このような「一坪共有地主」の出現という新たな事態を踏まえると、使用期限である昭和62年5月14日までに「一坪共有地主」を含めた土地所有者全員から賃貸借契約の締結等の合意が得られる見込みがないと判断せざるを得なかったことから、昭和59年11月、沖縄県では2回目となる駐留軍用地特措法の手続に着手した。

この手続においては、1回目の手続では153名だった土地所有者が、その後の説得により契約に応じたことから89名にまで減少したものの、「一坪共有地主」の出現により全体で2,000名を超えることとなったため事務量が飛躍的に増大したこと、収用委員会の公開審理が紛糾したため機動隊が待機する状況で開催されたこと等、多くの困難な事態が生じた。

昭和62年2月、収用委員会は、那覇防衛施設局長が申請した同年5月15日から20年の使用期間に対し、那覇港湾施設の一部土地については5年（平成4年5月14日まで）、その他の嘉手納飛行場等10施設の一部土地については10年（平成9年5月14日まで）を使用期間とする裁決を行い、那覇防衛施設局長は土地所有者に裁決で定められた補償金を支払い使用権原を取得した（271筆、約43.2ha、2,068名）。



駐留軍用地特措法による土地使用に反対する動向を伝える新聞
(昭和57年12月13日 沖縄タイムス)

●その後の駐留軍用地特措法の手続

昭和62年2月の裁決において使用期間が5年とされた那覇港湾施設の一部土地の使用期間満了日は平成4年5月14日であったが、この日は沖縄が返還された昭和47年5月15日を始期とした賃貸借契約の満了日（民法第604条の規定に基づく最長20年）にも当たった。

このため、那覇防衛施設局長は、これらの契約の更新等に努めたが、約2万9,000名の土地所有者の中には更新を拒否する者もあり、また、普天間飛行場においては契約の更新を拒否する土地について、嘉手納飛行場と同様に、「一坪共有運動」が展開される事態となった。

このため、那覇防衛施設局長は、3回目の駐留軍用地特措法の手続をとらざるを得ず、平成4年2月、収用委員会は、返還が予定されていた慶佐次通信所の一部土地については那覇防衛施設局長の申請のとおり3年（平成7年5月14日まで）、その他の普天間飛行場等11施設の一部土地については那覇防衛施設局長の10年の申請に対して5年（平成9年5月14日まで）の使用期間とする裁決を行い、那覇防衛施設局長は土地所有者に補償金を支払い使用権原を取得した（109筆、約11.5ha、575名）。

2回目及び3回目の手続の結果、平成9年5月14日には、昭和62年5月15日から10年の使用期間が認められた嘉手納飛行場等10施設の一部土地と、平成4年5月15日から5年の使用期間が認められた普天間飛行場等11施設の一部土地の両方について同時に使用期間が満了することとなった。

また、昭和47年5月15日から昭和51年3月31日までの間、公用地暫定使用法に基づき使用し、同年4月1日から賃貸借契約に基づき使用し平成8年3月31日に民法上の20年の契約期間が満了する楚辺通信所の一部土地（1筆、0.02ha、1名）については、契約の更新の同意を得られない状況であった。

このため、那覇防衛施設局長は、これらの土地の使用権原を取得するため、平成7年3月3日、4回目の駐留軍用地特措法の手続に着手したが、この手続は従来にも増して困難なものとなり、駐留軍用地特措法の改正が必要となる事態に至った（第8章第1節参照）。

沖縄県における駐留軍用地特措法適用実績

No.	施設名	所有者数 (名)	筆数 (筆)	面積 (千㎡)	裁決日	暫定使用期間	裁決による使用期間	備考
第1次	嘉手納飛行場等12施設	140	454	669	昭.57.4.1	—	昭.57.5.15～昭.62.5.14 (5年)	使用期間満了日に返還
	牧港住宅地区	8	158	24			昭.57.5.15～昭.60.5.14 (3年)	
	陸軍貯油施設、那覇港湾施設	5	7	2			昭.57.5.15～昭.59.5.14 (2年)	
	計13施設※1	153	619	695				
第2次	嘉手納飛行場等10施設	2,065	250	417	昭.62.2.24	—	昭.62.5.15～平.9.5.14 (10年)	
	那覇港湾施設	3	21	15			昭.62.5.15～平.4.5.14 (5年)	
	計11施設	2,068	271	432				
第3次	普天間飛行場等11施設	574	108	86	平.4.2.12	—	平.4.5.15～平.9.5.14 (5年)	平.5.7.1返還
	慶佐次通信所	1	1	29			平.4.5.15～平.7.5.14 (3年)	
	計12施設	575	109	115				
第4次	嘉手納飛行場等8施設	83	186	303	平.10.5.19	平.9.5.15～平.10.9.2	平.10.9.3～平.15.9.2 (5年)	使用期間満了日に返還
	瀬名波通信施設	1	1	0.2			平.10.9.3～平.11.9.2 (1年)	
	普天間飛行場、那覇港湾施設	715	41	32			平.10.9.3～平.14.9.2 (4年)	
	楚辺通信所	1	1	0.2			平.10.9.3～平.13.3.31 (2年6月)	
	キャンプ・シールズ、牧港補給地区	3	3	3	平.13.10.30	平.9.5.15～平.13.12.13	平.13.12.14～平.15.9.2 (1年9月)	位置境界明確化法による国土調査の成果としての認証未了の土地 平.10.5.19却下裁決（収用委員会） 平.10.6.17建設大臣に審査請求 平.12.11.17却下裁決を取消す裁決 （建設大臣） 収用委員会で再審理
	普天間飛行場	1	2	4			平.13.12.14～平.14.9.2 (9月)	
	嘉手納飛行場	2,459	8	11	平.14.1.22	平.9.5.15～平.14.5.8	平.14.5.9～平.15.9.2 (1年4月)	
	計13施設※1	3,261※2	242	353				
第5次	楚辺通信所	1	1	0.2	平.13.6.28	平.13.4.1～平.13.8.12	平.13.8.13～平.17.5.31 (3年10月)	
	牧港補給地区	1	1	0.1			平.13.8.13～平.18.8.12 (5年)	
	計2施設	2	2	0.4				
第6次	普天間飛行場、那覇港湾施設	779	22	17	平.17.7.7	平.14.9.3～平.17.12.31	平.18.1.1～平.21.12.31 (4年)	
	嘉手納飛行場等9施設	2,665	168	298		平.15.9.3～平.17.12.31	平.18.1.1～平.22.12.31 (5年)	
	計11施設	3,444	190	315				
第7次	楚辺通信所	1	1	0.2	平.18.3.2	平.17.6.1～平.18.4.30	平.18.5.1～平.18.7.31 (3月)	使用期間満了日に返還
第8次	牧港補給地区	1	1	0.1	平.18.9.7	平.18.8.13～平.18.10.31	平.18.11.1～平.23.10.31 (5年)	

(注) 1 面積については、千㎡単位で四捨五入したので計が符合しない。

2 (※1) 施設数が合致しないのは、同じ施設内に使用期間の異なる土地があり重複している場合があるため。

3 (※2) 所有者が合致しないのは牧港補給地区2名が重複しているため。

4 数量は、裁決による使用期間開始時点のものである。

初の駐留軍用地特措法適用に関する対応

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構コザ支部管理課長
(当時：那覇防衛施設局施設部施設取得第2課取得第2係長)

友寄 徹氏



沖縄県の本土復帰10周年となる昭和57年5月15日、当時、駐留軍用地特措法業務を担当していた職員は、皆一様に1つの懸案事案を無事処理できたという安堵感とともに、ある種の開放感をもって迎えたものであった。

使用権原取得日までの数年間、担当者は、駐留軍用地特措法、土地収用法に規定する細部にわたる種々の厳密な法令上の手続やその実施のための準備調査等は、使用権原を取得する日が定められ後戻りができないため、常に細心の注意が求められ、日々、緊張の連続であった。

また、当時「抜かずの宝刀」と言われた同特措法を20年ぶりに沖縄県内で初めて適用することとなり、県内マスコミの論調も自ずと激しいものとなっていた。

沖縄県内における駐留米軍が使用する民公有土地のうち未契約土地は、本土復帰時にいわゆる「公用地暫定使用法」に基づき5年その使用が認められ、昭和52年に施行された「位置境界明確化法」により、更に5年間、その使用期間が延長されたものであるが、その使用期限切れ後の対応が那覇局（施設庁）における最重要課題の1つであった。

当時、那覇局では、未契約地主に対する契約説得業務や地籍調査業務のプロジェクトチームが設置され、既に、その初期対応は始動していたが、位置境界明確化法の制定に伴い位置境界明確対策課が新設される等、局内の組織体制が強化され、これらの関連業務が本格化した。

そのような中で、私は、昭和54年4月に特措法業務を担当することとなったが、全くの手探り状態でのスタートであった。翌昭和55年4月には、新たに係が増設され駐留軍用地特措法に基づく諸手続を本格的に進めることとなった。

その初動の対応は、未契約地主169名（685筆）に係る所有権等確認調査、現況調査、法令制限地調査等の多岐にわたる事前調査で、これらの調査は、件数の膨大さもさることながら各々緻密な調査が求められることから容易でなく、担当者は、昼間は現場、夜は資料の整理に追われ連日深夜まで残業が続くこととなった。

これらの調査を踏まえ、駐留軍用地特措法に基づく最初の正式な法手続となる土地所有者等に対する意見照会を昭和55年11月17日に開始し、以後、順次所要の手続を実施し、

内閣総理大臣の使用認定を経て県収用委員会に裁決申請を行ったものであるが、その間も、地主、関係市町村長、県当局等との間において予期せぬ種々の問題が生じる等、紆余曲折を経るものとなった。

特に危惧した問題としては、裁決申請書の添付書類となる土地・物件調書の作成（立会署名押印）のため、未契約地主及びその代理人弁護士から強い要請のあった嘉手納飛行場の滑走路上に所在する対象土地等への立入について現地米軍に許可を求めたところ、米軍側の理解が得られて実施できたことは異例の措置であった。しかしながら、立入に当たって地主等らが基地内で過激な行動をとったため、米軍の強い反発を招き、以後の駐留軍用地特措法の手続きにおいて地主等の立入り調査は困難となったことから、同法手続上の争点となっていった。

このような経緯を経て、いよいよ県収用委員会における公開審理が開始されたものであるが、その第1回の公開審理において、地主側代理人弁護士から冒頭、県収用委員会には本件裁決申請について、審理、裁決権限がない旨の陳述がなされるなど予期せぬ波乱の幕開けとなり、今後の審理の紛糾に不安を抱いていた。事実、審理終結までの毎回の公開審理における地主側の主張は極めて激しいものとなり、度々審理が中断することもあった。

県収用委員会は、6回の審理を経て昭和57年3月26日、審理終結を決定した旨を関係当事者に通知し、同年4月1日、使用及び明渡しの裁決を行った。

収用委員会会長は、裁決に当たり、「本件は、……膨大なものであり審理も困難を極めた。……当委員会としては、今後関係当局が地主の強い返還要求、……沖縄県の振興計画の展望をも踏まえて積極的に基地の整理縮小につとめ、この問題の抜本的な解決策を取るように強く要望する。」との異例の談話を発表しており、今、その談話を回想すれば、25年間を経た現在の沖縄県における米軍基地問題に対する取組について現状を示唆しており、今さら、基地問題の難しさについて感慨を覚えるところである。